

(令和4年度版)

長野市旅行商品支援金制度のご案内

(公財)ながの観光コンベンションビューロー

長野市内への誘客促進を図るため、長野市内の宿泊施設に宿泊などの要件を満たす旅行商品を企画・実施する旅行事業者（交付対象者）に対し、当該旅行商品の販売実績に応じて、予算の範囲内で支援金及び飲食クーポンを交付します。

■ 交付対象者とは

国内に拠点を置く旅行事業者で、旅行業法に基づき観光庁長官または都道府県知事登録をしていること。

■ 旅行商品とは

旅行事業者から提出された企画の内、当法人が認定した旅行商品であること

* 令和4年10月1日から令和5年2月28日までに出発すること

(令和4年9月1日以降に企画・手配したもの)

* 長野市内の宿泊施設に宿泊し、長野市内の観光施設等に立ち寄る企画であること

(連泊又は2施設以上(分宿を除く)を利用して宿泊人員に参入はしない)

* 募集型企画旅行及び受注型企画旅行で企画単位とする

■ 支援内容について

対象旅行商品は、旅行の形態(募集型・受注型企画旅行)を問わず、以下のとおり支援いたします。なお、宿泊人員に添乗員や貸切バスの乗務員は含まれません。

① 宿泊人員1人につき、2,000円を「送客支援金」として交付します。

② 宿泊人員1人につき、長野市内の飲食店等で利用可能な「クーポン券(3,000円分)」をお渡しします。

※ 「おもてなし夕食クーポン」券を旅行代金に含めた旅行商品として企画してください。

■ 交付要件について

○ 旅行者の居住地等、長野県が実施する「信州割 SPECIAL (宿泊割)」の割引対象として必要な条件を満たした者を対象とした旅行商品であること。

○ 当該企画について当法人から他の支援金または助成金の交付を受けていないこと

■ 支援金の申請書類等について

○ 所定の申請様式に加え、対象となる旅行商品の企画書等、概要が分かる書類(募集用パンフレット・日程表、出発日、料金の記載のあるもの)を提出していただきます。

○ 申請は旅行実施の15日前までとし、旅行実施日を問わず申請の受付は先着順とします。

■ 予算について

○ 当事業の予算に達した場合は、期間内であっても受付を終了します

○ 本事業は、市議会の議決により決定するため、事業の中止又は予算上限額の変更等の可能性があります。

■ 支援金の請求及び実績報告について

- 長野市内の宿泊施設が発行する宿泊証明書、対象となる旅行商品の募集用パンフレット・日程表等
- 宿泊者の「予約日」、「宿泊日」、「氏名」、「居住地（都道府県名）」、「宿泊人数」及び「宿泊施設」が確認できる書類（宿泊明細内訳書）

■ おもてなし夕食クーポンについて

- おもてなし夕食クーポン事業の参画店舗及びメニューは、店舗の都合により年度の途中でも変更される場合があります。
- 年末年始は、店舗によって営業日及び営業時間等が通常の営業形態と異なる場合がありますので、旅行商品設定の際はご注意ください。

■ お問い合わせ

(公財)ながの観光コンベンションビューロー 観光部

〒380-0835 長野県長野市新田町 1485-1 長野市もんぜんぷら座 4 F

TEL (026) 223-6050 FAX (026) 223-5520 <https://www.nagano-cvb.or.jp>